

「別所」の由来——松江市持田地区「坂本別所」の検討を中心にして——

吉 永 壮 志

はじめに

日本全国において「別所」地名は存疑を含め六〇〇以上検出できるといわれる。⁽¹⁾

この地名について、古く菊池山哉氏は俘囚が移配された地に由来すると⁽²⁾説き、それをうけて柴田弘武氏は移配された俘囚による産鉄従事の地に因むと述べている。一方、高木豊氏は別所の成立が宗教施設を含む土地開発とそこでの宗教活動によるものとし、八〇程度の別所を挙げている。⁽⁴⁾別所の由来について理解を異にする菊池・柴田両氏と高木氏とでは当然のことながら別所の成立時期についても見解が相違し、前者は俘囚が全國に移配される平安時代前期とするが、後者は本寺を離れた隱棲僧や諸国遊行の聖がみられるようになる平安時代後期とする。現在、高木氏の理解が通説的位置を占めているが、菊池・柴田両氏の説も巷間で広く支持されているようである。これは、高木氏が約八〇の別所を挙げるのみなのに対し、菊池氏は一〇〇以上、柴田氏は六〇〇以上の別所を列举して言及しているという点が少なからず影響していると思われる。そこで、本稿では、まず古代の「別所」史料をもとに、別所の由来について基礎的な考察をしたうえで、菊池・柴田両氏が取り上げている一方、高木氏は取り上げていない松江市持田地区⁽⁶⁾の「坂本別所」を検討し、別所の一端を明らかにしてみたい。

一、古代の「別所」史料について

「別所」は早く養老医疾令¹⁶女医条に確認できる。

【史料一】『令義解』医疾令¹⁶女医条⁽⁷⁾

女医、取「宣戸婢年十五以上廿五以下、性識慧了者卅人」、別所安置。《謂、内藥司側造別院安置也。》教以「安胎產難及創腫・傷折・針灸之法」。皆案^レ文口授、《謂、女医不^レ讀「方經」、唯習「手治」。故博士於「其所」習、案「方經」以口授也。案「唐令」、博士教之。今於「此令」、雖「文不^レ言、而博士教授。但按摩針灸等、其業各異。須「當色博士各教授」。即試昇令下「當色」試上。》毎ヶ月医博士試、年終内薬司試。限^レ七年^レ成。

（女医は、官戸婢の年十五以上廿五以下、性識慧了ならむ者卅人を取りて、別所に安置せよ。《謂ふこころは、内薬司の側に別院を造りて安置するなり。》教ふるに安胎產難及び創腫・傷折・針灸の法を以てせよ。皆文を案へて口授し、《謂ふこころは、女医は方経を読まず、唯だ手治を習ふのみ。故に博士其の習ふ所において、方経を案へ以て口授するなり。唐令を案ふるに、博士教ふ。今此の令において、文に言はずと雖も、博士教へ授く。但し按摩針灸等、其の業各異なれり。当色の博士各教へ授くべし。即ち試昇も当色をして試みせしむ。》月毎に医博士試み、年の終に内薬司試みよ。七年を限りて成さしめよ。）

（）は割書を示し、波線部は筆者による（以下同じ）

女医条は、女医の養成と教育内容に関わる規定であり、そのなかに「別所」とみえる。これは、養老令の公的注釈書である『令義解』によると、内薬司の近くにつくられた「別院」を指しており、「別所」＝「別院」といえる。おそらく女性のため、男性とは別の建物に安置するという意で、「別所」と表記されたのであろう。ただし、日本令は唐令の影響を受けている可能性があり、この「別所」が日本独自の表記なのかどうか確認する必要があるため、次に唐令をみるとする。

【史料一】北宋天聖医疾令不行唐令⁹（唐医疾令復原¹⁶）女医条

諸女医、取下官戸婢年二十以上三十以下、無夫及無男女、性識慧了者五十人上、別所安置、内給事四人、並監門守当。医博士教以安胎産難及瘡腫・傷折・針灸之法¹⁷。皆按文授、毎季女医之内業成者試、年终医監正試¹⁸。限五年一成。

（諸そ女医は、官戸婢の年二十以上三十以下、夫無し及び男女無く、性識慧了ならむ者五十人を取りて、別所に安置して、内給事四人、並びに監門して守当せよ。医博士教ふるに安胎産難及び瘡腫・傷折・針灸の法を以てせよ。皆文を按へて口授し、季毎に女医の内業成者試み、年の終に医監正試せよ。五年を限りて成さしめよ。）

（傍線部は筆者による（以下同じ））

中国浙江省の寧波にある天一閣博物館から発見された「官品令 貞」という題箋をもつ書籍（実際は北宋天聖令残巻）に、唐令をもととして修訂した北宋天聖令の条文と採用されなかつた唐令、いわゆる不行唐令（開元二十五年令と考えられる）の条文が掲載されており、医疾令の不行唐令として女医条がみえる。唐医疾令復原¹⁶女医条と日本（養老）医疾令¹⁶女医条を比較すると、数字（年齢や人数、年限）などに多少の相違はあるものの、表現や字句はほとんど同じである（史料二）の傍線部は養老医疾令¹⁶女医条（史料一）と同じ部分を指す¹⁸。そして、その同じ部分のひとつとして「別所」がある。唐令には「監門守当」という別所を守衛する旨の文言がみえることから、女医以外の者、おそらく男性との接触を避けるため、女医を「別所」に安置したことが日本令より明確にわかるが、いずれにしても、「別所」は別の建物の意であり、養老医疾令¹⁶女医条の「別所」は唐令をそのまま引き写したにすぎないといえる。

ほかには摂政関白太政大臣の藤原忠平の日記『貞信公記』にも「別所」がみえる。

【史料三】『貞信公記』天慶三年（九四〇）六月五・七日条

五日、宰相中将来云、左閣御消息云、諸衛官人・舍人等、獄門前立平張¹⁹会

集事、左兵衛府生忠財²⁰、為²¹看督長²²被²³凌轢²⁴事相訪也云々。召籠之間、脱冠、絶²⁵狩袴久々利²⁶、令下敵²⁷内堅伴類途中凌轢²⁸者、答云、諸衛官人須²⁹進³⁰愁文³¹。

《不³²見³³次文》。

田日、^{〔平〕}隨時朝臣申云、別當申、神依³⁴仰、兵衛府生忠則、可^レ令^レ候³⁵「別所」。而

獄所有^レ穢、不^レ能^レ召入³⁶。為^レ之如何者、仰下可^レ給^レ假之状上。

（五日、宰相中将（藤原敦忠）來たりて云はく、左閣の御消息に云はく、諸衛官人・舍人等、獄門の前に平張を立てて会集の事、左兵衛府生忠財「則」、看督長のため凌轢せらる事相訪ふなりと云々。召し籠むるの間、冠を脱ぎ、狩袴久々利を絶ち、内堅伴類に敵ふ途中凌轢せしむてへれば、答へて云はく、諸衛官人愁文を進むべし。《次文に見へず。》

七日、（平）隨時朝臣申して云はく、別當（藤原師輔）申すに、仰せに依り、兵衛府生忠則、別所^{〔平〕}に候はしむべし。而るに獄所に穢有りて、召し入ること能はず。之がためいかんてへれば、假を給ふべきの状を仰す。）

左兵衛府生の忠則が看督長によって凌轢された報復として内堅伴類を凌轢したため、忠則を「別所」に滞在させるべきであるものの、獄所は穢があるので都合が悪く、假を与えることを命じたという内容である。本来、忠則が勤務すべき場所と異なるところという意味で「別所」が用いられ、その候補が獄所であったということになる。これも医疾令の「別所」と同じ用例といえる。

わずかな「別所」史料による検討にすぎないが、十世紀まで「別所」は別の場所という一般的な意味で用いられるだけで、特定の意味をもつっていたとはいい難い。しかし、十一世紀になると、変化がみられる。

【史料四】寛治五年（一〇九一）八月十一日「肥前国僧円尋解」

（河上山古文書、『平安遺文』一二九九）

僧円尋謹解 申請「河上宮并山衆裁」事

請被下殊賜「在地隨近山衆与判」、停止末代妨上空閑荒野地壱廻、新号「別所」子細状

隨近の署判之を加ふ。

河上宮定額僧（花押）

四至《東限」河、南限「屏風巖」、西限「神宮寺登道」、北限「鮎壺河岸」》

右件地、本自無「領主」、偏空荒野也。而今切「掃」、「擬」建「立」一字草堂。仍申「請古老在地并宮衆等与判」、為「令」停「止非道之妨」、所「申請」如件。

寛治五年八月十一日 僧円尋

〔異筆〕「於「件所」者、本自為「空閑之地」無「領主」。仍宮衆并在地隨近署判加レ之。」

河上宮定額僧（花押）

同宮講衆僧聖範（花押）

僧觀春（花押）

三昧僧法稱（花押）

宮師僧教源（花押） 三昧僧定遲（花押）

三昧僧慶源（花押） 三昧僧樂源（花押）

三昧僧賀順（花押） 権大宮司清原貞國（花押）

三昧僧長快 鑑取僧觀勢（花押）」

（僧圓尋謹んで解し申す河上宮并びに山衆の裁を請ふ事

請ふらくは殊に在地隨近の山衆の与判を賜り、末代の妨を停止せられむ空閑荒野の地壱廻、新たに別所と号す子細の状

四至《東は河を限る、南は屏風巖を限る、西は神宮寺登道を限る、北は鮎壺河岸を限る》

右件の地は、本より領主無く、偏へに空しき荒野なり。而るに今「」を切り掃ひ、一宇の草堂を建立せむとす。仍りて古老在地并びに宮衆等の与判を申し請ひ、非道の妨げを停止せしめんとして、申し請ふ所件の如し。

寛治五年八月十一日 僧円尋

〔件の所においては、本より空閑の地として領主無し。仍りて宮衆并びに在地

必要となるのは当然のことといえる。

【史料五】年月日未詳「僧重源起請文」

（周防阿弥陀寺文書、『鎌倉遺文』二九二）

周防国花宮山南無阿弥陀仏別所寺坊金敷并坂本田畠之事、重源手自剪「私曠野荊棘」、執鉄三日三夜開発之畢。爰八大觀音・三十番神・諸天隨類等、有力之功德。於此山畠者、不レ受「王澤」、非「国味」、唯俊乗之權誓通力ヲ

以_テ開_コ發曠野_一、為_二世々住_レ侶資_二具_一。依_レ之令_レ停_コ止万難公事・守護所役_一者也。(後略)

(周防國花宮山南無阿彌陀仏別_レ所寺坊舍敷并びに坂本田畠の事、重源手づから曠野荊棘を剪り払い、鍬を執りて三日三夜にして之を開発し畢んぬ。爰に八大觀音・三十番神・諸天隨類等、加力の功德有り。此の山畠においては、王澤を受けず、国味に非ず、唯だ俊乗の権誓の通力を以て曠野を開発し、世々住_レ侶の資具と為す。之に依りて万難公事・守護所役を停止せしむるものなり。(後略))

【史料六】正治二年(一一〇〇)十一月日「周防國在_レ厅官人置文」

(東大寺文書、『鎌倉遺文』一一六三)

大和尚_(重源)(花押)

周防国

定置 南無阿彌陀仏別_レ所寺用料田畠事

合式拾陸町伍段

右、今月八日御_レ厅宣_レ傳、右件堂舍建立、田畠分配、大略如_レ斯。令_レ差_レ募申請

坪々_一之間、不_レ能_二一円_一、所_レ散_二在于_レ諸郡_一也。(中略)抑當寺者、云_レ堂塔_一・
仏像_一・經卷_一・云_レ房舍・湯室・湯釜・鉄船_一・忝宰吏_{大和尚}_(重源)被_レ建_二立_一之_一、号_二

南無阿彌陀仏之別_レ所_一、念仏衆十二人・維那六人・承仕三人料令_二赤置_一給_之。

(後略)

大和尚_(重源)(花押)

周防国

定め置く 南無阿彌陀仏別_レ所寺用料田畠の事

合せて式拾陸町伍段

(中略)

右、今月八日の御_レ厅宣_レ傳はく、右件の堂舍の建立、田畠の分配、大略斯の如

し。申請の坪々を差し募らしむの間、一円能はず、諸郡に散在する所なり。

(中略)抑も当寺は、堂塔・仏像・經卷と云ひ、房舍・湯室・湯釜・鉄船と云ひ、忝く宰吏大和尚(重源)之を建立せられ、南無阿彌陀仏の別_レ所_一と号し、念_二佛衆十二人・維那六人・承仕三人料に充て置かしめ給ふ。(後略)

山口県防府市にある阿彌陀寺に伝わった鎌倉時代から江戸時代にいたる文書群の周防阿彌陀寺文書のひとつ「僧重源起請文」には重源が荒野を切り開いた「別所」が確認できる。⁽¹¹⁾そして、開発した山畠が「世々住_レ侶資_二具_一」、代々別所で生活する僧の助けになるとあり、別所に畠が付属していたことがうかがえる。この点は、同じ周防阿彌陀寺に関わる【史料六】において、念佛衆・維那・承仕らが生活、仏事を行う場としての別所に堂舍・田畠がみえることからもわかる。

以上、「別所」史料の基礎的考察から、十一世紀以降、領主が存在しない空閑荒野を開発し、宗教施設を建てるだけでなく、僧の生活や仏事を支えるための田畠などを含みこむ場として別所が成立したといえる。これは、高木氏の別所理解、つまり通説を追認したにすぎないが、次に高木氏が触れていない松江市持田地区にある坂本別所を検討する。

二、持田地区の「坂本別所」について

持田地区にある坂本別所に関しては、古代にその名称が確認できるわけではないため、周辺に所在する遺跡を中心に検討する。⁽¹²⁾

まず、坂本町に澄水寺跡「図1 No.1」が確認できる。現在、福原町の長慶寺境内の觀音堂としてみえる澄水寺は、かつて澄水山の山頂近くに所在し、そこには骨蔵器と考えられる大甕が出土した三〇メートル四方の基壇のほか、周囲に五輪塔・宝篋印塔などが現存している。また、基壇の北東側にも斜面を削平した部分があり、一六個の礎石が存在することから、そこが本堂跡と考えられている。さらに、十八世紀半ばに成立したと考えられる出雲国の地誌『出雲録』の弁慶之由来に「枕木山

又ハ澄水寺、鰐淵寺此三ツ山ヲ廻リ」とみえ、枕木山（華藏寺）や鰐淵寺とともに澄水寺は出雲を代表する山寺であったといえる。

澄水寺跡から南西方向に所在する虫野神社（福原町）「図1 No.12」の北西側丘陵には往生院跡「図1 No.5」がある。石積み基壇や五輪塔、宝篋印塔が確認されるのに加え、近くから瓦や土師器などが発見されており、平安時代以来、仏教関係施設が長らく存在していたといえる。また、地元では、澄水寺開基が往生した庵があつたと伝えられているようである。ここで、注意されるのは「往生院」という名称や澄水寺開基が往生したという言い伝えである。内大臣藤原忠親が記した平安時代末の日記『山槐記』には次のような記事がある。

【史料七】『山槐記』治承三年（一一七九）四月二十七日条

廿七日乙卯、天晴、寅刻、《不秉燭》、日未出。向善峯別所。《西山、当大原野西南、去彼社許里、山半樹見所也。》女房為求終焉地、所向也。（中略）至于五・六町有草庵。故美作前司顯能女房遁世在此所。齡七十有余之人也。着此房。（中略）隨又尼公法橋房去此菴室五・六町，在西北山上、号往生院。（後略）

（廿七日乙卯、天晴れ、寅の刻、《秉燭せず、日出でず。》善峯別所に向かふ。《西山、大原野西南に当たり、彼の社二ばかり里を去り、山の半ばの樹見ゆる所なり。》女房終焉の地を求めるがため、向かふ所なり。（中略）五・六町至りて一の草庵有り。故美作前司顯能の女房遁世して此の所に在り。齡七十有余の人なり。此の房に着く。（中略）隨ひて又尼公法橋房此の菴室を去ること五・六

町、西北の山上に在りて、往生院と号す。（後略）

山城の大原にある善峯別所は、女房の遁世の地、終焉の地であり、その別所のなかに「往生院」が存在するとある。つまり、終焉の地としての「往生院」を含みこむ宗教空間として「別所」があるわけで、別所と往生院はわかち難いといえる。澄水寺跡の南、澄水山麓の登山道の近くには坊床廢寺「図1 No.6」が確認できる。

延喜七年（九〇七）初鋲の延喜通宝一枚が収められていた壺のほか、軒丸瓦や軒平瓦などがみつかっており、瓦葺き建物をもつ平安時代の寺院であったと考えられる。

また、嶽山から北西にのびる丘陵上にある元宮遺跡（川原町）の土坑からは、青白磁の合子や白磁の小壺、刀子や鉄製品、青銅製破片などが出土しており、平安時代末から鎌倉時代にかけての経塚ではないかと考えられている。

以上、持田地区周辺には平安時代以降の仏教関係施設が多く存在しており、山寺である澄水寺を中心とする宗教空間が広がっていたといえる。

なお、先述した『出雲鍬』弁慶之由来にみえる枕木山（華藏寺）「図1 No.14」が近くに所在するので、華藏寺についても少し触れておきたい。華藏寺は智元上人の開創と伝わり、応永五年（一三九八）に了阿によって著された伯耆国大山寺の縁起『大山寺縁起絵巻』に「西に鰐淵寺、金剛藏王の靈地なり。東に枕木山、医王善逝の靈場あり」とみえる寺院である。鰐淵寺は、後白河法皇の撰になる平安時代末の歌謡集『梁塵秘抄』に聖の住所として挙げられており、それと併記される華藏寺も山林修行の靈場として栄え、宗教空間が広がっていたことがうかがえる。事実、延宝三年（一六七五）の「枕木山古日記」には枕木山薬師寺領田が千酌・手角・別所・邑生・本庄の六郷で計一四町三反弱確認でき、華藏寺を経済的に支える地として「別所」が存在している。これが「枕木別所」であり、やはり別所が僧の生活や仏事を支えるための空間であったことがわかる。

結びにかえて

「別所」史料の基礎的考察ならびに松江市持田地区の坂本別所の検討からは以下のことことが指摘できる。

別所は十世紀頃まで単に「別のところ」という意で用いられていたが、十一世紀以降、領主のいない空閑荒野を開拓し、宗教施設と僧の生活や仏事を支えるための田畠などを含みこむ場として独自の意味をもつようになり、それが現在まで地名と

して残っている場合があるといえる。ただ、現在知られる別所地名が必ずしも古代の史料に確認できるわけがないため、別所周辺の環境から紐解く必要がある。

そこで、その具体的な作業として持田地区の坂本別所をみてみると、平安時代以来、山林修行に相応しい環境で仏教関係施設が広く点在していることがわかり、坂本別所は、宗教施設とそれを支える地に由来するといえる。

この結論は、結局のところ、高木氏の説とほとんどかわらないが、一方、坂本別所に関して、菊池・柴田両氏は異なる見解を示しているので、その点について、少し付言しておく。

菊池氏は出雲に俘囚が移配されており、その俘囚が現在の持田地区にいたと考えている。たしかに、平安時代はじめ頃、出雲に俘囚がいたことは確認できるが^[14]、その俘囚が出雲のどこに配されていたのかは明らかでない。ただし、それを類推せざる史料として次のものがある

【史料八】『類聚国史』卷百九十俘囚、弘仁五年（八一四）五月十八日条

免除出雲国意宇・出雲・神門三郡未納稻十六万束。縁有「俘囚乱」也。

（出雲国意宇・出雲・神門三郡の未納稻十六万束を免除す。俘囚の乱有るに縁るなり。）

俘囚が反乱を起こしたため、未納稻一六万束が免除されているが、その対象が意宇・出雲・神門の三郡となっている。これは、反乱がこの三郡で起きたことをうかがわせ、三郡に俘囚がいたことを想起させる。坂本別所は島根郡のため、坂本別所が俘囚移配地である確証はないといえる。

また、俘囚が産鉄に従事した地を別所とみなす柴田氏の理解に関して、坂本別所周辺で製鉄が行われた可能性はあるものの、古代出雲の製鉄といえば、『出雲国風土記』の記述から、仁多郡が第一に想起され（史料九）、また飯石郡の河川から鉄が採取される（史料一〇）とあるように、山間部が中心であった。この点からも、古代に坂本別所の地で盛んに製鉄が行われたとはいえない。

【史料九】『出雲国風土記』仁多郡郷名部分^[15]

横田郷。郡家東南升一里。古老云、郷中有田。四段許。形聊長。遂依田而、故、云「横田」。即有「正倉」。《以上諸郷所在鉄堅、尤堪造雜具。》

（横田郷。郡家の東南升一里なり。古老云へらく、郷の中に田有りき。四段ばかりなり。形聊か長かりきといへり。遂に田に依りて、故、横田と云ふ。即ち正倉有り。《以上の諸郷に在る鉄堅くして、尤だ雜具を造るに堪ふ。》）

【史料一〇】『出雲国風土記』飯石郡河川部分

波多小川。源於郡家正南二十四里志許斐山、北流須佐河。有鉄。飯石小川。

源於郡家正東一十二里佐久礼山、北流入三屋川。《有鉄。》

（波多小川。源は郡家の正南二十四里なる志許斐山よりして、北のかた須佐河に流る。鉄有り。飯石小川。源は郡家の正東一十二里なる佐久礼山よりして、北に流れ三屋川に入る。《鉄有り。》）

そして、菊池・柴田両氏の理解でもっとも問題なのは、俘囚の移配が平安時代前期の八世紀末から九世紀にかけて多くみえるにもかかわらず、当該期に俘囚と別所を関連づける史料が見当たらないということである。たしかに、両氏が説くように、『日本後紀』の散逸した部分に俘囚と別所を結びつける記述があつた可能性がないわけではないが、「俘囚」について立項する『類聚国史』や私撰の歴史書である『扶桑略記』、さらには当該期の古文書類においても両氏の理解を裏づける記述がないという点は留意すべきであろう。

ただ、菊池・柴田両氏の別所地名の博搜、聞き取り調査、現地の遺跡や伝承への言及などの姿勢は大いに見習わなければならない。本稿は、両氏の別所理解とは大いに異なるが、坂本別所周辺の環境や地名、遺跡からその性格を明らかにしようとしたもので、両氏と同じ研究姿勢に基づくものといえる。ただ、二〇〇以上の別所を検討した菊池氏や六〇〇程度の別所を調べた柴田氏と比べると、ささやかな試みにすぎず、別所を考えるにあたっては、両氏のような地道な作業が必要であるう。

そういう意味では、筆者自身の別所についての考察は緒についたばかりで、課題がまだ多くあるといえるが、ひとまず筆を擱くことにしたい。

註

- (1) 柴田弘武『全国「別所」地名事典』上・下、彩流社、一〇〇七年。
- (2) 菊池山哉『別所と俘囚』批評社、一九九六年〔初出は一九六六年〕。以下、菊池氏の理解は本書による。
- (3) 柴田弘武『増補版 鉄と俘囚の古代史』彩流社、一九八九年。以下、柴田氏の理解は本書と註(1)前掲書による。
- (4) 高木豊「院政期における別所の成立と活動」『平安時代法華仏教史研究』平楽寺書店、一九七三年〔初出は一九六七年〕。以下、高木氏の理解は本論文による。
- (5) 『国史大辞典』『平安時代史事典』とともに「別所」の項目は高木氏による執筆のため、当然のことながら高木氏の見解が述べられている。また、『日本国語大辞典』第二版の「別所」の項目にも「本寺から離れて、修行者や念佛聖が草庵などを結んでいる所。修行者が大寺院などから離れた一定の区域内に集まり、そのたくさんの草庵が一つの村のようになっている所。法華念誦・念佛修行の場として、淨土信仰の盛行によって各地に形成され、地名として現存する。別院。」と説明されている。
- (6) 本稿では、昭和二十八年（一九五三）に松江市に編入される以前の持田村にあたる福原・坂本・川原・東持田・西持田各町の範囲を便宜的に持田地区とする。
- (7) 養老医疾令に関しては、その注釈書である『令義解』『令集解』とともに散逸しており、塙保己一がまとめた塙本『令義解』に基づく復原案にすぎないが、女医条については『政事要略』卷九十五至要雜事から復原でき、妥当性は高い。
- (8) 丸山裕美子「日唐令復原・比較研究の新地平」『歴史科学』一九一、二〇〇八年において、唐医疾令と日本医疾令は令の構成、表現・字句がほとんど一致し、日本令が唐令をそのまま受け入れた、先進的技術の全面的継受であるとすてに指摘されている。
- (9) 僧尋有が他妨の停止を留守所に申請した保安三年（一一二一）七月三日「肥前国河上宮僧尋有解」（河上山古文書、『平安遺文』一九六五）には「河上別所山毫廻」とみえ、当地の別所が山中にあったことが裏づけられる。そもそも、僧侶による山林修行は養老僧尼令13禪行條に「凡僧尼、有『禪行修道』、意樂寂靜、不レ交於俗、欲下求山居服餌上者、三綱連署」（凡そ僧尼、禪行修道有りて、意に寂に静ならむことを樂ひ、俗に交らずして、山居を求めて服餌せむと欲はば、三綱連署せよ）とあるように、厳しく規制されてはいるものの、許可を得て行うことが可能で、静かな環境である山中で修行することが僧尼には必要という前提があつたものと考えられる。
- (10) 高木氏註(4)前掲論文。
- (11) この史料にみえる別所も、【史料四】でみた別所の前提条件と同様、もとは空閑荒野である。
- (12) 持田地区周辺の遺跡に関しては、持田公民館創立五十周年記念誌作成委員会編『持田公民館創立五十周年記念誌 里の息吹』松江市持田公民館・同運営協議会、二〇〇八年ならびに林健亮「松江市坂本町澄水寺跡の再検討」『古代文化研究』二五、二〇一七年に多く依拠していることをお断りする。
- (13) 松江市史編集委員会編『松江市史 通史編2 中世』松江市、二〇一六年。
- (14) 『類聚国史』卷百九十俘囚、延暦十七年（七九八）六月二十一日条など。

(15)『出雲国風土記』のテキストは沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『風土記』山川出版社、二〇一六年に収められたものによる。

〔付記〕

本稿は、令和元年（二〇一九）五月二十九日に持田公民館で行つた松江市持田公民館総務部事業学びの講座で話した内容をもとに成稿したものです。話す機会を与えていただいた持田公民館長の野津篤氏、同総務部長の石橋宣治氏、同主任の野津久美子氏ならびに当日ご聴講いただいた多くの方々、さらに図の転載についてご快諾いただいた林健亮氏に深く感謝申し上げます。

